第１回大阪府行政不服審査会　議事概要

１　日　時　平成２８年５月６日（金曜日）午前１０時３０分～午前１１時５０分

２　場　所　大阪府庁新別館北館４階　会議室７

３　審議経過

（１）　開　会

○　会長が選出されるまでの間、事務局が進行

○　委員７名全員が出席しており、会議は成立

○　大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、審査会を公開

（２）あいさつ（総務部長）

（３）委員紹介

（４）　議　題

ア　会長の選出について

○　委員の互選により、亀田委員を会長に選出

イ　会長職務代理者の指名について

○　亀田会長が、会長の職務代理者として、曽和委員を指名

ウ　合議体の構成等について

○　会長から、審査会の運営を円滑に行うために、各委員の専門分野や審査請求件数などを考慮して、あらかじめ、多くの件数が見込まれる生活保護、児童福祉及び税に関する審査請求事件を取り扱う合議体の基本的な委員の構成について、資料３のとおり諮ったところ、各委員から異議なく承認

エ　大阪府行政不服審査会運営要領の策定等について

○　事務局からの説明

（ア）　「大阪府行政不服審査会運営要領（案）」について（資料４）

　大阪府行政不服審査会運営要領（案）の各条項の趣旨及び内容について。

（イ）　「答申書様式（案）」について（資料６）

答申書の基本的な構成については、「１　審査会の結論」、「第２　審査関係人の主張の要旨」、「第３　審理員意見書の要旨」、「４　調査審議の経過」及び「第５　審査会の判断の理由」とする。

○　委員に諮ったところ、大阪府行政不服審査会運営要領（案）及び答申書様式（案）については、（案）のとおり、異議なく承認

オ　その他

○　事務局から、今後の日程等についての説明

○　各委員からの主な意見等

　　　（ア）　審査会が提出を求めた資料等の謄写の手数料について

・　審査会が提出を求めた資料等の謄写の交付については、法や条例では、手数料を徴収することになっているが、運用で無料にできないか、検討すること。

　　　（イ）　裁決書（案）の閲覧等について

・　裁決書（案）は、裁決に相当する内容を記載した書類であり、あくまでも審査庁の考え方を書いたものなので、審査請求人に送付しても支障ないと考える。

・　審査会は、審理員意見書を踏まえた裁決書（案）により審査庁の考えを　　　　　　　見て、全ての審理過程を再チェックするということであれば、裁決書（案）は、審査会の結論ではないので、裁決書（案）を見たいという者には、むしろ送付すればいい。

・　裁決書（案）は、意思形成過程ということであれば、当事者に開示することはおかしい。一方で、審査庁がどのように考えているかということを知らせて、裁決書（案）のこの点がおかしいので、もう一度、審査会で審議してほしいというような意見を出してもらうことがねらいということであれば、写しを交付すべきと考える。

　　　　　　　　裁決書（案）の閲覧等については、制度の趣旨を踏まえて検討すること。

　　　　（ウ）　審査会への情報提供について

・　審査庁において不適法却下する案件については、審査会に情報提供させること。

・　また、各部会の状況についても、審査会に報告すること。